

記載例（一時堆積の場合）

様式第1号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

盛土等許可申請書

静岡県知事 川勝 平太 様

令和4年12月25日

申請者が個人となる場合、氏名にふりがなを記載する。

住所 静岡市葵区北沼町1974

氏名 (株)北沼建材
代表取締役 砂山 作蔵

生年月日 昭和32年12月24日

盛土等の許可を受けたいので、静岡県盛土等の規制に関する条例第10条^{第1項}の規定により、次のとおり申請します。^{第2項}

盛土等の目的	建設発生土の受入れ及び販売	・「目的」は、盛土等によって造成される土地の利用形態を記載する。
盛土等区域の位置	静岡市葵区北沼町1374ほか2筆	
盛土等区域の規模	面積 : 1,800 m ² 最大の高さ : 5 m	一時堆積の最大面積、高さを記載する。 図面に最大高さを旗揚げする。
管理事務所の所在地	静岡市葵区北沼町1974	現地に設置する場合はその旨を併記する。
管理責任者の氏名及び職名	静岡市葵区北沼町1974 (株)北沼建材 事業部長 岩田 耕助	請負者の現場監督等を記載する。
盛土等の用に供する施設の設置に関する計画	別添図面のとおり ・擁壁 : 図〇-2及び〇-8 ・排水施設 : 図〇-8 ・調整池兼沈砂池 : 図〇-9	
盛土等に用いられる土砂等の量	20,000 m ³ (年間の搬入・搬出量の予測)	「盛土等に用いられる土砂等の量」には、年間の搬入及び搬出の予定量を記載する。
盛土等を行う期間	許可日から3年間 (全体事業期間 平成〇年～令和30年までを予定)	
最大堆積時及び盛土等の工事が完了した時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状	別添図面のとおり ・〇〇平面図 (図〇) ・〇〇断面図 (図〇-1～3)	事業が長期間に及ぶ場合は、例のような記載を認める。
盛土等に用いられる土砂等の搬入に関する計画	土砂等の搬入に係る管理計画書のとおり	

盛土等区域外に排出される水の水質調査を行うために講ずる措置	<p>別添のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水施設計画図（図〇） ・排水施設構造図（図〇ー1） 	<p>水質調査を行う位置を示した図面の名称及び番号を記載する。 図面にも、調査のための採水位置を旗揚げする。</p>
盛土等を行う期間における盛土等区域外への土砂等の崩壊、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れた建設発生土は、2割以下の勾配かつ5m以内の高さで堆積させ、崩壊を防止する。 ・盛土等を行う区域の周囲には、5m以上の緩衝帯を設け、区域外への土砂流出を防止する。 ・堆積させる土砂の表面は、バックホウにより整形と転圧を行い、表面浸食の防止と飛散の軽減を図る。 ・販売のために切り崩した部分は、休日や雨天の前に整形し、表面浸食や土砂流出の防止、飛散の軽減を図る。 	
盛土等を行う期間における盛土等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置	粉じんの飛散の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内に仮囲いを設置するとともに、定期的に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。
	土砂等及び雨水等の流出の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内の既存調整池兼沈砂池にて、土砂を捕捉し、雨水を適正に排水させる。 <p>例1 周囲に排水施設を設置し、区域外への雨水及び土砂の流出を防止する。</p> <p>例2 敷地には、調整池に向けて勾配を設け、区域外への雨水及び土砂の流出を防止する。</p>
	騒音及び震動の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する重機は、低騒音型を使用するとともに、空ぶかしやアイドリングを行わないようにする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンプやトラックは、場内では低速走行、公道では法定速度での走行を遵守するとともに、過積載は絶対に行わない。

(注)

- 1 「盛土等に用いられる土砂等の量」欄には、一時堆積にあつては、盛土等に用いられる土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量を記載すること。
- 2 「最大堆積時及び盛土等の工事が完了した時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の形状」欄には、一時堆積にあつては、最大堆積時の盛土等区域の土地及び堆積した土砂等の状況を記載すること。
- 3 発生元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、搬入期間、搬入する曜日及び時間並びに搬入する土砂等の種類及び区分を付表1に記載すること。
- 4 申請者が法人である場合、申請者が未成年者である場合又は申請者に使用人がある場合にあつては、付表2に記載すること。

付表 1

盛土等に用いられる土砂等の搬入に関する計画

発生元事業者名	発生場所
静岡県	管内で発注された公共工事の施工箇所
静岡市	市内で発注された公共工事の施工箇所
市内の民間事業者	市内の工事現場
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「発生元事業者名」「発生場所」は、申請時点で把握できている範囲で記載すれば問題ない。（空欄は不可） ・発生場所は、発生元事業者の所在地ではないので注意すること。 </div>
1日当たりの最大の搬入予定量	150 m ³ /日
搬入期間	許可日 から 3年間
搬入する曜日及び時間	月～土 曜日（土曜日は隔週の予定） 8時30分～16時30分
搬入する土砂等の種類	土砂等
搬入する土砂等の区分	第1種、第2種、第3種及び第4種 建設発生土
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れた土砂は、可能な限り改良土として再利用する。 ・改良等が困難な土砂等については、自社最終処分場にて処分する。

(注)

- 1 「搬入する土砂等の種類」欄には、土砂、改良土又は再生土の別を記載すること。
- 2 「搬入する土砂等の区分」欄には、該当する建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1上欄に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土、第3種建設発生土若しくは第4種建設発生土又はその他の別を記載すること。

・建設発生土の区分については、次頁の参考資料を確認すること。

【参考】

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

別表第一(第四条関係)

第一種建設発生土(砂、礫れき及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第二種建設発生土(砂質土、礫れき質土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第三種建設発生土(通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第四種建設発生土(粘性土及びこれに準ずるもの(第三種建設発生土を除く。)をいう。)	水面埋立て用材料

付表 2

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
すなやま さくぞう 砂山 作蔵	S32. 12. 24 代表取締役	静岡市葵区南丘 7-7
すなやま しょうた 砂山 昇太	S59. 5. 18 常務取締役	静岡市葵区西田 1-10-9
かわなか こうた 川中 航太	S62. 1. 15 専務取締役	静岡市葵区東野387
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e0f0ff;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人登記簿に記載されている全役員の氏名等を記載する。(ふりがなも忘れずに記載) ・ 記載された全役員の住民票(本籍地があるもの、かつマイナンバーの記載のないもの)を添付すること。 </div>		
申請者が未成年者である場合		
法定代理人(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	
法定代理人(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e0f0ff;"> <p>(条例第14条第1項第1号ケ及びコの規則で定める使用人)</p> <p>規則第10条 条例第14条第1項第1号ケ及びコの規則で定める使用人は、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者である者とする。</p> <p>(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、盛土等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p> </div>		
申請者に使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
おおかわ しゅん 大川 駿	S46. 11. 18 島田事務所長	静岡市駿河区浜田2-29